

誓約書

私は、双葉町ダルマ市への露店等を出店するにあたり、下記事項について厳守することを誓約します。

【誓約事項】

1. 双葉町ダルマ市の出店については、主催者等の指示に従い、出店に関してすべての責任をもって営業します。
2. 私は、2026 年双葉町ダルマ市出店基準を満たした出店者であり定められた事項を遵守します。
3. 出店申込に際し、他人に名義貸し等虚偽の記入は行わず、営業従事者以外の者を従事させません。
4. 私は、双葉町暴力団排除条例を遵守します。（以下平成 26 年 3 月 17 日条例第 5 号より引用）
 - ・露店を出そうとする者（出店者及び従事者）として不適当な者。
 - (1) 個人の場合は、出店者及び従事者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 法人等（法人又は団体をいう。）である場合は、当該法人等の役員等（役員又は支店等の代表者）及び出店責任者並びに従事者が暴力団又は暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）であるとき。
 - ・露店を出そうとする者（出店者及び従事者）として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 出店に関して威圧的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて行事主催者の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為
5. 私は、暴力団員及び暴力団員と密接な関係にあたるものではありません。また、暴力団関係者と密接な関係のあるものを露店に働かせず、出入りさせません。
6. 暴力団排除のため、出店申請書を関係機関に提出することに同意します。
7. 通行客、他の出店者、近隣住民に対し、不快感を与えるような行為は行いません。
8. 出店するにあたり、いかなるときも周囲への安全に十分注意します。万一来場者等に怪我等を負わせた場合は、一切の責任を取り、速やかに主催者等に報告します。
9. 火気を使用する場合、消火器を設置するとともに積極的な火災予防に努めます。
10. ゴミの発生を少なくするように努めるとともに、出店場所付近については責任を持って整理・清掃します。
11. 許可された営業品目以外のものは販売しません。
12. 本誓約書に違反した場合は、出店の不許可・出店の取り消し及び出店の撤去の措置が取られることに全面的に同意します。あわせて、今後の出店を断られても異議申し立ていたしません。

双葉町ダルマ市実行委員会 様

令和 年 月 日

住 所（所在地） 福島県双葉郡双葉町 99-1

団体名（店舗名） ダルマ市商店

氏 名（出店責任者） 双葉 太郎

㊞

シャチハタ不可